第１回
にいがた食の安全・安心審議会

平成１８年６月１２日（月）
１３時３０分～１５時５０分
新潟県自治会館本館３０３会議室

次　　第

開　会　(13:30)　　関根副知事あいさつ

委嘱状交付
委員紹介
会長選出
事務局説明
　「にいがた食の安全・安心条例」及び推進体制について

議事
　議題１　にいがた食の安全・安心条例に基づく「基本計画」の策定について
　議題２　遺伝子組換え作物に関する専門部会の設置について
　議題３　開放系試験栽培の届出に関する調査審議の専門部会への付託について

連絡調整事項
　今後の審議会の日程について
　その他

閉　会（15:50）

新　　潟　　県

事務局説明

「にいがた食の安全・安心条例」及び推進体制について

議題１　にいがた食の安全・安心条例に基づく「基本計画」の策定について

議題２　遺伝子組換え作物に関する専門部会の設置について

議題３　開放系試験栽培の届出に関する調査審議の専門部会への付託について

連絡調整事項

今後の審議会の日程について

その他

【 連絡先 】 **「にいがた食の安全・安心審議会」事務局**

950-8570　新潟市新光町４番地１

新潟県福祉保健部生活衛生課 食の安全・安心推進係

電話　０２５（２８０）５２０５　FAX　０２５（２８４）６７５７

e-mail　T0402503@mail.pref.niigata.jp

担当者　副参事(係長) 山下 良一・主査 遠山 潤　・主任 田浪崇暢

主任 高城 ゆうこ　・主任 山内 洋之・主事 山崎　陽

1 「にいがた食の安全・安心審議会」委員・特別委員

No.	区分	氏名	所属・役職	6月12日 出席
1	学識経験者	楠原（くすはら）　征治（せいじ）	新潟大学農学部 農業生産科学科　教授	○
2		末武（すえたけ）　晃（あきら）	新潟日報社 学芸部部長代理	○
3		滝山（たきやま）　桂子（けいこ）	上越教育大学学校教育学部 生活・健康系教育講座　教授	○
4		藤井（ふじい）　智幸（ともゆき）	新潟薬科大学応用生命科学部 食品科学科　教授	○
5		村山（むらやま）　伸子（のぶこ）	新潟医療福祉大学医療技術学部 健康栄養科学科　教授	○
6	食品関連 事業者	石川（いしかわ）　修（おさむ）	株式会社加島屋 製造部取締役	○
7		角山（かくやま）　富衛（とみえい）	新潟県農業協同組合中央会 専務理事	○
8		小竹（こたけ）　一夫（かずお）	株式会社ヤマキ食品　代表取締役 （新潟県漬物工業組合理事長）	○
9		大坂（だいさか）　昌子（まさこ）	農業 （県農村地域生活アドバイザー）	○
10		富樫（とがし）　榮晴（えいはる）	山北町漁業協同組合 代表理事組合長	○
11		長谷川（はせがわ）　章（あきら）	株式会社ウオロク 商品部食品担当部長	○
12	消費者	岡田（おかだ）　玲子（れいこ）	新潟県消費者協会	○
13		柳田（やなぎだ）　千佳子（ちかこ）	市民生協にいがた生活協同組合 総合企画室理事	○
14	公募	高橋（たかはし）　美加（みか）	自営業	○
15		長嶋（ながしま）　信司（しんじ）	会社役員	○
16	学識経験者 （特別委員）	高原（たかはら）　美規（よしのり）	長岡技術科学大学工学部 生物機能工学課程　助教授	○
17		田辺（たなべ）　省二（せいじ）	日本経済新聞社 新潟支局長	○
18		福山（ふくやま）　利範（としのり）	新潟大学農学部 農業生産科学科　教授	○
19		三ツ井（みついい）　敏明（としあき）	新潟大学農学部 応用生物化学科　教授	○
20	首都圏の消費者 （特別委員）	犬伏（いぬぶし）　由利子（ゆりこ）	消費科学連合会 副会長	×

2　新潟県

職　　名	氏　　名
副知事	関根　洋祐

3　食の安全・安心推進会議

所　　属		職　　名	氏　　名
農林水産部	農業総務課	政策室長 政策企画員	岡村　均 佐藤　一志
	食品・流通課	課長補佐	村山　雅彦
	農産園芸課	農林水産部参事（課長） 副参事（生産環境係長）	渡辺　信夫 滝沢　敏弘
	畜産課	副参事（家畜衛生係長）	石田　秀史
	水産課	農林水産部参事（課長）	本多　信行
県民生活・環境部	県民生活課	参事（課長補佐）	三浦　仁
教育委員会	保健体育課	課長補佐	阿部　徹
福祉保健部	健康対策課	課長 副参事(健康増進・歯科保健係長)	桑原　光矢 阿部　健博
	生活衛生課	課長	飯田　和久

【食の安全・安心審議会事務局】

所　　属		職　　名	氏　　名
福祉保健部	生活衛生課	副参事(食の安全・安心推進係長) 主　査（食の安全・安心推進係） 主　任（食の安全・安心推進係） 主　任（食の安全・安心推進係） 主　事（食の安全・安心推進係）	山下　良一 遠山　潤 田浪　崇暢 山内　洋之 山崎　陽

にいがた食の安全・安心条例推進体制

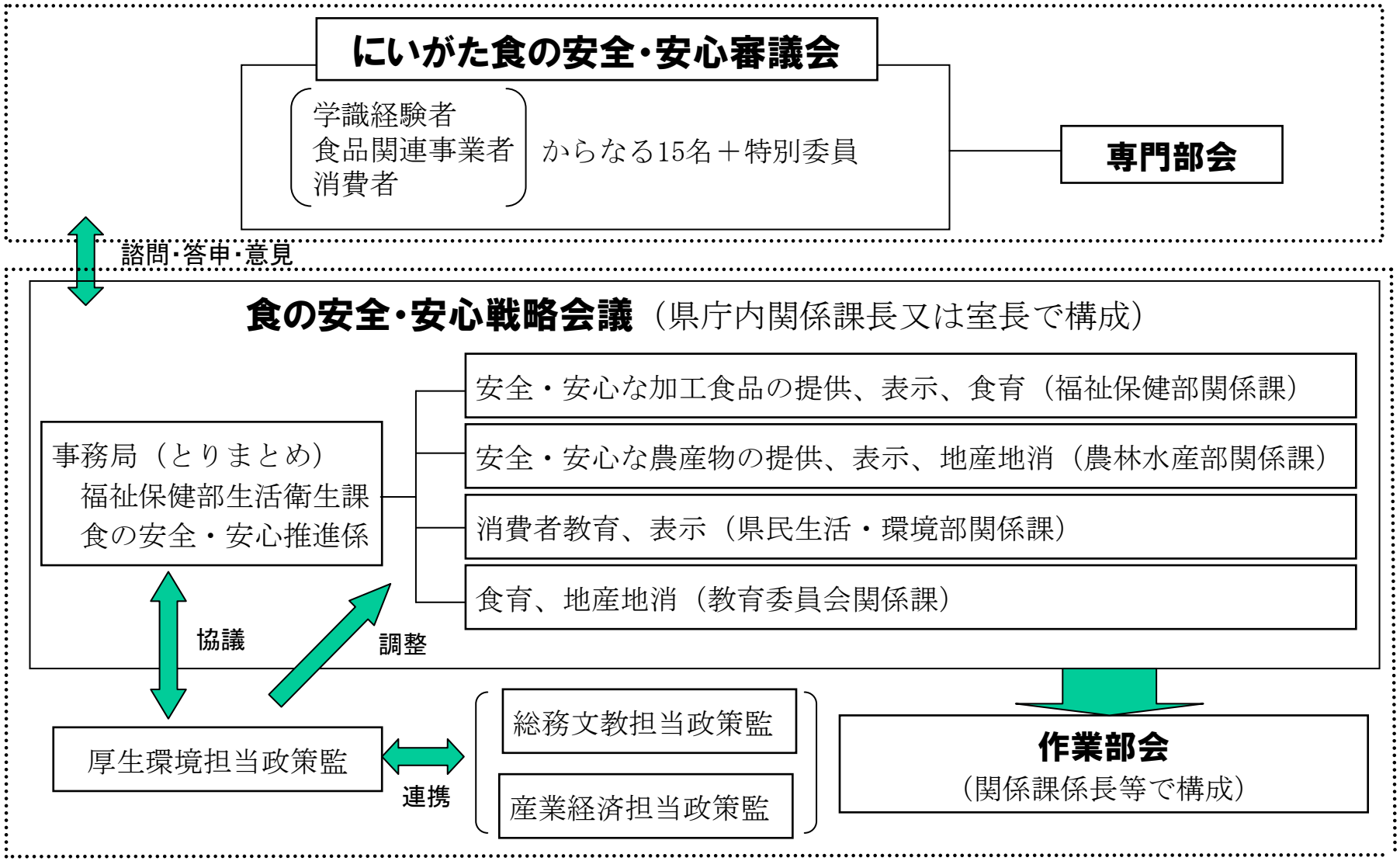

にいがた食の安全・安心条例に基づく「基本計画」策定にあたっての考え方

「にいがた食の安全・安心条例」抜粋
（基本計画）
第９条　知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
２　基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
４　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。
５　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。
７　知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表しなければならない。

１　基本計画策定の視点

基本計画は、条例第２章「食の安全・安心に関する基本的施策」第１０条から第２２条の条項ごとに策定する。その内容は、「現状と課題」、「施策の目標」、「具体的な取り組み」、「施策目標の達成状況が把握できる指標」を記載する。

２　県民意見の反映方法

基本計画の策定にあたっては、審議会からの意見聴取及び計画案の諮問の他、「県民電子会議室」、「県民意見交換会」、「パブリックコメント」などを実施し、県民意見の把握・反映に努める。

３　基本計画の期間

「にいがた食の安全・安心条例」は施行後３年を経過した時点で見直すこととされていることから、今回策定する基本計画は平成１９年度から２１年度までの３カ年計画とする。

４　基本計画策定のスケジュール（資料別添）

食の安全・安心戦略会議で検討を行い、県民意見を反映させたかたちで１１月末を目途に審議会に諮問し、平成１９年２月中に基本計画の決定・公表を行う。

にいがた食の安全・安心条例に基づく「基本計画」策定スケジュール（案）

実施年月	にいがた食の 安全・安心審議会	食の安全・ 安心戦略会議	「基本計画」 の策定	県民意見 の反映
H18年4月				
H18年5月				
H18年6月	第１回審議会（12日） 会長選出　専門部会設置 スケジュール説明	第１回会議 （5日）		
H18年7月	第２回審議会（13～14日の間） 基本計画素案に対する討議	第２回会議 （11日）	素案	県民アンケートの実施 関係団体との意見交換
H18年8月				県民電子会議室 県民意見交換会
H18年9月	第３回審議会（11～15日の間） 計画案に対する討議	第３回会議 （4～8日）	計画案	
H18年10月				パブリックコメント
H18年11月	第４回審議会（27～12/1日の間） 基本計画の諮問	第４回会議 （13～17日）	修正案	
H18年12月				
H19年1月	第５回審議会（15～19日の間） 基本計画の答申			
H19年2月		第５回会議 （上旬）	計画の決定 ・公表	
H19年3月				

遺伝子組換え作物に関する専門部会の設置について（案）

農 林 水 産 部

１　趣　旨

（１）新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例において、県は許可・不許可の決定及び勧告・命令等に際して「にいがた食の安全・安心審議会」の意見を聴くこととしている。

（２）このため、遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置等に関し調査審議するため「にいがた食の安全・安心審議会の下に遺伝子組換え作物に関する専門部会を設置する。

２　専門部会の構成

（１）専門部会は、にいがた食の安全・安心審議会の委員及び特別委員８名程度で構成する。

（２）専門部会に属する委員及び特別委員は、審議会会長が指名する。

（３）専門部会に部会長をおき、委員及び特別委員の中から、審議会会長が指名する。

３　審議事項

（１）遺伝子組換え作物の栽培に係る交雑混入防止措置に関すること。

（２）その他遺伝子組換え作物に関する必要事項。

４　開催スケジュール

６／12　　専門部会（開放系試験栽培の届出について調査審議）
　　その後は審議状況に応じて専門部会の開催又は現地調査

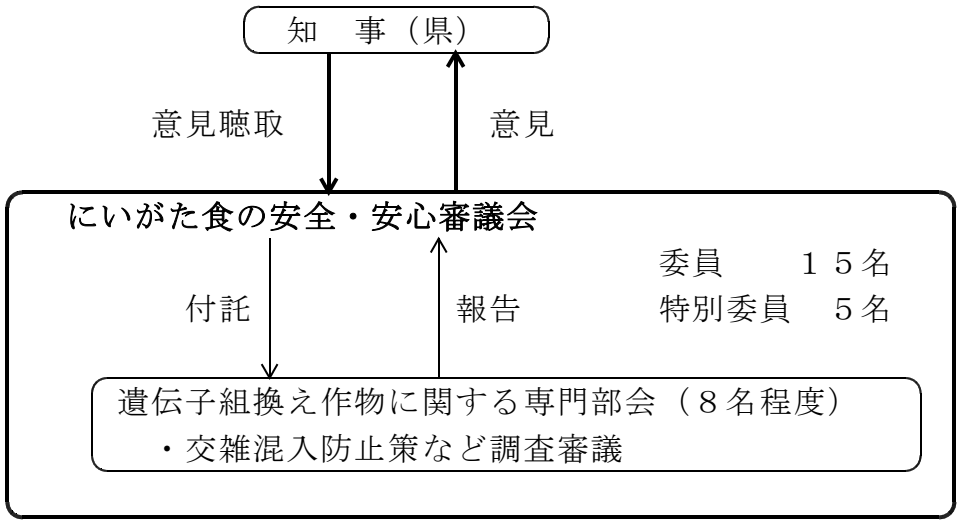

Ⅰ　新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例について

農 林 水 産 部

１　制定の理由

遺伝子組換え作物の一般作物との交雑・混入を防止することにより、生産・流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物に対する県民の不安の解消を図るとともに、県産農産物に対する消費者の信頼確保を図るため、条例を制定する。

２　制定条例の概要

（１）試験栽培については届出制、一般栽培については許可制とする。
（２）届出、許可申請前に地域説明会を開催する。
（３）栽培にあたっては別途定める栽培基準を遵守する。
（４）一般作物との交雑有無を確認するための措置を講ずる。
（５）許可・不許可の決定及び勧告・命令等に際して「にいがた食の安全・安心審議会」の意見を聴く。
（６）栽培計画、計画変更、栽培状況等の情報を県民に公開する。
（７）必要により許可の取消、中止命令、中止勧告等を実施することができる。
（８）県の職員による立ち入り検査を実施することができる。
（９）無許可、無届け栽培、命令違反等について罰則を設ける。

３　施行期日

平成18年５月20日。

ただし、施行日前においても申請、届出及び説明会の開催をすることができる。

また、知事は施行日前においても、勧告、審議会への意見聴取、情報公開をするとができる。

Ⅱ　遺伝子組み換え栽培基準の概要について

１　基準策定対象作物　　イネ、ダイズ、トウモロコシ

２　隔離距離による交雑防止措置

作物名	同種栽培作物との隔離すべき距離
イネ	５７ｍ以上（注１）
ダイズ	２０ｍ以上
トウモロコシ（注２）	１，２００ｍ以上
上記外の作物（注３）	１，２００ｍ以上

（注１）隔離距離による交雑防止措置のほか、次の①又は②の措置を講ずる。
①　周辺の同種作物と出穂期が２週間以上異なるよう作付け
②　植物体の除去など花粉生成防止措置又は開花期の袋かけなど花粉飛散防止措置

（注２）食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。

（注３）隔離すべき距離を定めるまでの暫定措置。

３　隔離距離によらない交雑防止措置（イネを除く）

隔離すべき距離を確保できない場合は、可能な限り距離を確保したうえで、次に掲げる措置のうち必要と認められる措置を講じて栽培しなければならない。

（１）開花前の摘花、植物体の除去その他花粉の生成を防止する措置

（２）開花前の除雄、開花期の袋かけ、防風網又は防虫網による被覆又は温室内での栽培その他花粉の飛散を防止する措置

（３）開花期を重複させない栽培その他の時期的な隔離による措置

４　混入防止措置

以下を全て実施する。

（１）種子、種苗の分別管理等

（２）栽培に関する機械施設等の専用化又は洗浄・清掃等

（３）収穫物の分別管理、植物体を再生させないような処理等

（４）栽培ほ場等での後作の収穫物の適正処理

５　モニタリング措置

（１）交雑の有無を確認するモニタリング措置は必須

（２）隔離距離に隣接する一般栽培のほ場がある場合は、一般栽培の開花期にあわせて実施

（３）モニタリング結果がでるまでの間、隣接する一般栽培のほ場から収穫物等の分別保管が担保されるよう措置

６　説明会の範囲

一定の距離内（イネ３００m、ダイズ１００m等）で一般作物を栽培する者。遺伝子組換え作物ほ場所在地の市町村長、農業委員会長、ＪＡ組合長、土地改良区理事、その他出荷先等

開放系試験栽培届出書〔概要〕

1　届出機関　　茨城県つくば市観音台３－１－１
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

2　届出日　　平成１８年５月１９日

3　試験栽培の目的・概要

農薬の使用低減が可能な高度複合病害抵抗性を持つ組換えイネ系統の実用的耐病性の評価を行うために、隔離圃場内で有望系統イネを栽培し、いもち病抵抗性及び白葉枯病抵抗性の評価、生育特性の調査、生物多様性影響評価に必要なデータ収集を行う。

本年は、昨年の結果から２系統を選抜し（H17年は５系統）、約0.6aに試験栽培を行う。

4　遺伝子組換え作物

①作　物　　イ　ネ

②種　類　　いもち病及び白葉枯病抵抗性イネ（AD41、AD48）
（北陸研究センターが良食味品種として育成した「どんとこい」に、カラシナのディフェンシン遺伝子を導入したもの。）

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく承認の状況　　承認年月日（平成１７年５月２５日）
・食品衛生法、飼料安全法に基づく安全性審査は未承認

5　研究圃場の所在地

上越市稲田１－２－１　中央農業総合研究センター・北陸研究センター
高田圃場内の隔離圃場（隔離ほ場　2,533㎡、うち水田面積1,562㎡）

6　栽培計画

栽培期間：平成 18 年 6 月 1 日～平成 18 年 10 月 31 日
（6 月 1 日から 7 月中旬までの育苗は、閉鎖系隔離温室内）

7 月 20 日頃	：	移植
8 月下旬	：	白葉枯病菌接種
8 月下旬～ 9 月中旬	：	組換えイネの栽培区画全体を被覆
(組換えイネの開花期間)		
9 月上旬	：	穂いもち検定（出穂した穂に閉鎖系隔離温室内でいもち病菌を接種）
10 月中旬	：	刈り取り
10 月下旬	：	刈り株を鋤き込む

7　交雑防止策

① 組換えイネ系統栽培個体から隔離距離 57m の区域内にある組換えイネ以外の一般試験研究用イネは収穫後、北陸研究センター内で堆肥とするかまたは北陸研究センター内で研究用に使用し、外部に出荷しない。

② 移植時期を 7 月 20 日頃とし、周辺地域の一般農家水田の主要品種コシヒカリの出穂期から 3 週間程度遅らせる。

③ 組換えイネの開花期には組換え個体栽培区を不織布で覆って、花粉の拡散を防止する。

④ 移植作業時には、閉鎖系隔離温室のイネを密封容器に入れて隔離圃場内に運搬する。

移植は手作業で行う。排水口には網を設置し、組換えイネの流出が起こらないようにする。隔離圃場水田に防鳥網を設置して鳥の侵入による苗の混入・持ち出しを防止する。

⑤　隔離圃場の圃場準備作業、中間管理作業、収穫作業では、使用したトラクター、スコップ、クワ，鎌等の機械・器具に組換えイネが付着して残らないように、作業後に隔離圃場内で入念に洗浄を行う。

⑥　収穫後の種子は、密封容器で隔離圃場から運搬し、組換えイネ使用の承認を受けた北陸研究センター内の P1P 実験室で一般種子とは厳密に区分して保管する。

⑦　脱穀後の植物体残渣は、裁断して隔離圃場水田内に鋤き込むか、または網袋等に保管の後に密封して隔離温室に運搬し、隔離温室内のオートクレーブで熱処理をして不活化する。

8　交雑の有無を確認するための方法

①　指標作物（モチ品種「らいちょうもち」）を用い、これを隔離距離の範囲内の地点（隔離圃場組換えイネから 57m 以内の地点）で周辺の一般栽培「コシヒカリ」と同時期に開花するように栽培し、交雑の有無を確認する。

②　交雑の確認は、玄米が白濁するモチ性イネがウルチ性イネの花粉によって交雑すると雑種種子が半ウルチ性となって玄米が半透明になるキセニア現象を利用して行う。半透明になった玄米が出現した場合には、組換えイネの導入遺伝子の有無を検知できる PCR 法で解析を行う。交雑の確認に用いる種子数は１万粒以上とする。

9　当該開放系試験栽培が終了した後の研究ほ場の使用方法

平成１８年１１月～平成２０年３月、作物の栽培は行わない。発生した雑草等は除草し、隔離ほ場水田内に鋤き込む。

10　開放系試験栽培の管理に係る体制

①　管理責任者の下に、栽培作業を担当する作業管理主任者（稲遺伝子技術研究北陸サブチーム長)、近隣への情報提供を担当する情報提供主任者（北陸企画管理室長）を置く。

②　管理責任者は、作業管理主任者、情報主任責任者と連携を密にして、当該栽培実験の実施状況を常に把握する。

③　管理責任者は、栽培試験に係る作業を行う者に、栽培試験の内容、遵守事項等を記載したマニュアルを配布し、栽培試験に係る作業の円滑な実施を図る。

④　当該遺伝子組換えイネの栽培試験の実施状況については、当研究センターのホームページ（http://narc.naro.affrc.go.jp/inada/index.html）で情報提供を行う。

11　説明会の開催結果

開催日時：平成１８年４月２０日　午前１０時～

会　場　：上越市稲田1-2-1　中央農業総合研究センター・北陸研究センター講堂

開催周知方法：

上越市記者クラブに開催を案内。関連６町内会長、近隣水稲作付者１０軒を戸別訪問し、開催案内を通知。近隣住民約２８０軒に開催案内状を各戸配布。

出席者：近隣住民３名、地元関係機関９名（JA、土地改良等)、報道関係者１２名

説明概要：（１）世界における組換え作物の栽培状況、国内法令、県条例

（２）昨年の実験結果の概要及び今年の栽培計画の概要

なお、この説明会に先立ってJA中央会、JA全農にいがた、JA共済連新潟、上越市農林水産部、上越市農業委員会、中江土地改良区、新道土地改良区、JAえちご上越を訪問し、今年度の栽培実験計画の説明会を行った。

メールマガジンの配信について

1　目的

にいがた食の安全・安心条例第15条第１項の規定に基づき、にいがた食の安全インフォメーションの最新情報の更新情報や食の安全・安心に関する情報について、電子メールを用いたメールマガジンを配信し、広く県民に食の安全・安心の取組について理解を深めて頂くことを目的とする。

また、食品の安全に係る緊急の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な情報発信を行うことにより、正しい知識の普及と理解の促進を図る。

2　発行頻度

（１）原則として、隔週の金曜日に配信

（２）緊急事態が発生した場合は、必要に応じて、随意情報を配信

3　配信予定

６月２６日（月）より会員募集を行い、７月１４日（金）創刊号を配信

4　名称（案）

「にいがた食の安全かわら版」、「にいがた食の安全インフォメール」

「にいがた食の安全通信」、「にいがた食の安全マガジン」

「食の安全にいがたマガジン」・・・・

5　内容

（１）ホームページ更新情報

にいがた食の安全インフォメーション・農林水産部ホームページ・にいがたけん消費者行政のページ

（２）食の安全・安心情報←関係部局からの情報提供

食中毒予防情報、イベント情報（意見交換会、地産地消のイベントなど）

審議会情報、その他食の安全・安心トピックス

（３）食の安全・安心審議会委員、県職員のコラム

・１回につき４００字程度

・審議会委員→県職員→審議会委員→・・のローテーションで行う

・随時、外部からの寄稿も依頼する

6　発信方法

「まぐまぐ」のメールマガジン配信システムを使用して行う。（無料）

登録のリンクを食の安全インフォメーションＨＰに貼る。

7　周知

①　くらしほっと（７月１日発行）

②　県民だより（８月発行）

③　県からのお知らせ（９月）

④　チラシの作成配布

メルマガ：サンプル例

☆・・☆・・「にいがた」から食の安全・安心お届けします！・・☆・・☆

☆――――【 にいがた食の安全インフォメーション メルマガ版 】――――☆

┏┏┏┏┏ ――――――――――――――――――――――――――――――――

┏┏┏┏┏　　にいがた食の安全・安心情報 採れたて直送便（仮称）

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◆第○○号◆新潟県生活衛生課発行（平成１８年○○月○○日発行）◆◆◆

じめじめした梅雨の季節が始まろうとしていますね。カビが生えやすい季節でもあります。食べ物の衛生管理には十分気をつけたいものです。

＊＊今号の内容＊＊

■１　ホームページ厳選採れたて情報
■２　食の安全・安心トピックス
　米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会が新潟市で開催されます！
■３　コラム：食品衛生監視員の目ー☆”

┌──┐
│１│ホームページ厳選採れたて情報（○○月○○日～○○月○○日）
└──┘――――――――――――――――――――――――――――――――

新潟県ホームページ内に掲載された「食の安全・安心」情報について、採れたての最新情報をピックアップしましたので、ご覧ください！

★★にいがた食の安全インフォメーション★★
…からお届けします！

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

■残留農薬等のポジティブリスト制度がスタート！
いよいよ、平成１８年５月２９日から同制度がスタートしました！この制度は、食品中に残留する農薬について、従来より規制範囲を拡大するというもの。新潟県では、同制度の内容を分かりやすくまとめてみましたので、食品営業者の皆さんはもちろんのこと、「ポジティブリストって何？」と疑問に思っている消費者の皆さんも、ぜひご覧ください！
◎詳細は…
http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/01consumer/con09/con09_180529.html

※クリックすると、これらの画面にリンクします！

■ＢＳＥ検査情報（５月分）
今月も、県内で、最終的にＢＳＥ陽性と確定した牛は１頭もいませんでした。
◎詳細は…
http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/01consumer/con03/con03_02/con03_02_02.html

■白インゲン豆の摂取による健康被害事例について
厚生労働省から発表された最新情報を分かりやすくまとめてみました。
ちなみに、新潟県での健康被害事例の報告はありません（○月○日現在）
もし、同様の健康被害に遭われた方がいらっしゃいましたら、最寄りの保健所へご相談ください！
◎詳細は…
http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/topics/t060524.html

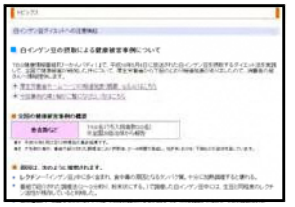

◎保健所への相談窓口はこちらです！
http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/05soudan/sou01_01.html

★★安全･安心で豊かな食と緑の故郷づくり(農林水産部)★★
…からお届けします！

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

■平成１７年産新潟コシヒカリについて
新潟は安全・安心でおいしいお米づくりに挑戦しつづけます！
◎詳細は…
http://www2.pref.niigata.jp/niigata/webkeiji.nsf/f200508651bcbf3149256fc60006bbcb/49256fd5005b6a2a492571720032efe9?OpenDocument

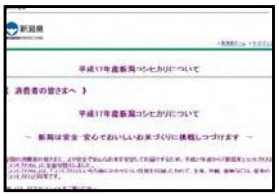

※他にも「新潟県消費者行政のページ」(県民生活課)の更新情報も掲載されます！

２ 食の安全・安心トピックス

にいがたの食の安全・安心に関する情報の中で、今最も注目を集めている話題を選んで、皆さんへ紹介するコーナーです！

★★米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会を開催します！★★

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

■今月６月８日(月)に、新潟市の新潟県自治会館で開催されます。
■日本政府は1月 20 日から米国産牛肉の輸入手続きをすべて停止しているところですが、その原因や対策に関する米国の報告書について、３月末に日米専門家会合が開催されました。これを受けて、米国が対日輸出認定施設のレビューを行い、５月１７日～１９日に開催された日米専門家会合で､米国からその結果を聴取したところです。
■この米国政府の説明内容や、米国産牛肉の輸入手続再開の考え方について、国が消費者や事業者など関係者の方々との意見交換会を開催します。
■国から正確な説明や情報を聞きたい！こんな疑問点を質問したい！という方は、意見交換会への参加をお申し込みください。
※参加申込みの締切は、６月６日(火)午後３時までです！お早めに！
◎詳細は…
http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/01consumer/con03/con03_02/con03_02_08.html

３ コラム：食品衛生監視員の眼－☆”

今号は、食中毒予防など、食の安全・安心を守るため、日夜眼を光らせている県の食品衛生監視員によるリレーコラムをお送りします！
◎ところで、食品衛生監視員って何？
http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/topics/t051129.html

★★新潟は「ラーメン王国！」…上越も忘れないで！！★★

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

先週配信されたメルマガ「たがいに・にいがた」内の泉田知事のコラムによると、知事は新潟県内有名ラーメンを一堂に集約した初の試み「新潟ラーメン博」へ行かれたそうです。

ところで、私は上越の保健所に勤務しているため、新潟市は遠いのです。
「私も行きたかったなー」なんてうらやましく思いながら、ふむふむと読んでいると何やら気になる文章が…。なにに。あの「ラーメン王」石神秀幸さんによれば、新潟には各地方で特徴的な「新潟４大ラーメン」があるそうです。

まず、新潟地域の屋台ラーメンを発祥とする“あっさり極細しょうゆラーメン”、昭和初期から始まった“燕・三条背脂系極太ラーメン”、中越地方で根付いて

いる“ショウガ風味の濃厚しょうゆラーメン”、新潟市が発祥で全国的にも珍しい“割スープみそラーメン”、以上の４つです。

ん…待てよ？何か忘れてやしないか？
そうです。わが上越が誇る「上越みそ」の存在を、です！
個人的な感想を言わせてもらえば、新潟県内で…いや、全国で最も美味しいラーメンなのではないか、と思っていたりします。
白みそをベースににんにくをきかせた、甘くてコクのある白いスープが麺にからんで、実に美味しいのです。玉葱や焦がし野菜からも旨味がたっぷりと出て、白いご飯との相性も抜群！
皆さんも上越にお越しになった際は、ぜひご賞味くださいね！

※来週は、食の安全・安心審議会委員の先生方のリレーコラムです。こうご期待ください！

「にいがた食の安全インフォメーション」ホームページはこちら
http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/index.html
同ホームページ内メルマガコーナーはこちら
http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/topics/t060202.html
※バックナンバーもご覧になれます。

※このコラムはあくまでもイメージ･サンプルです！
上越保健所に勤務する食品衛生監視員になりきったつもりで書いてみましたが、事務方の職員が書いたため、美味しいラーメンの話に終始してしまいました…。
実際のコラムは、ラフな感じの読み物的な内容でありながら、もう少し食の安全･安心的視点を加えていただけたら…と思います。
参考にならないサンプル例ですみません…。

☆――――――――――【　お　知　ら　せ　】――――――――――☆

――――――――――――――――――――――――――――――――
＞登録・解除は　http://○○○○
＞メールアドレスの変更は、配信解除してから新規登録してください。
――――――――――――――――――――――――――――――――
本メールマガジンはインターネットの本屋さん『まぐまぐ』を利用して発行しています。
『まぐまぐ』　→　http://www.mag2.com/
ご登録いただくと『まぐまぐ』から「ウィークリーまぐまぐ」が配信されます。「にいがた食の安全・安心情報 採れたて直送便」のみ配信を希望される場合、こちらから「ウィークリーまぐまぐ」の配信を停止できます。
http://www.mag2.com/wmag/

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■　　発行　　新潟県福祉保健部生活衛生課　　■
■　　〒９５０－８５７０　新潟市新光町４－１　　■
■　　電話　０２５－２８０－５２０５　　■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

┌──┐
│＼／│ご意見・お問い合わせはこちらまで
└──┘

t0402503@mail.pref.niigata.jp

-【まぐまぐ！からのお知らせ】----------
『競馬のまぐまぐ！勝ち馬予想大会』カンタン投票で賞金をＧＥＴしよう！
　【日本ダービー】的中者のなかから抽選で５名様に１万円！
　参加はこちらから！ ⇒　http://cgi.mag2.com/c/w/mag?id=728_060526